

平成十九年厚生労働省令第十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令を次のように定める。

(指定薬物)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。

- 一 亜硝酸イソブチル
- 二 亜硝酸イソプロピル
- 三 亜硝酸イソペンチル
- 四 亜硝酸三級ブチル
- 五 亜硝酸シクロヘキシル
- 六 亜硝酸ブチル
- 七 四―アセチル―N・N―ジエチル―七―メチル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ〔四・三―f g〕キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
- 八 四―アセトキシ―N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類
- 九 四―アセトキシ―N―エチル―N―メチルトリプタミン及びその塩類
- 十 四―アセトキシ―N・N―ジアルルトリプタミン及びその塩類
- 十一 四―アセトキシ―N・N―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
- 十二 四―アセトキシ―N・N―ジエチルトリプタミン及びその塩類
- 十三 四―アセトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン及びその塩類
- 十四 N―(―アダムンチル)―(―五―クロロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十五 N―(―アダムンチル)―(―シクロヘキシルメチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十六 N―(―アダムンチル)―(―テトラヒドロ―二―ヒラン―四―イル)メチル
- 十七 N―(―アダムンチル)―(―テトラヒドロ―二―ヒラン―四―イル)メチル
- 十八 N―(―アダムンチル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十九 N―(―アダムンチル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十 N―(―アダムンチル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十一 N―(―アダムンチル)―(―ペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十二 一―アダムンチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十三 一―アダムンチル(二―ペンチル)―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類
- 二十四 N―(―アダムンチル)―(―ペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十五 一―アダムンチル(二―(―メチルペリジン―二―イル)メチル)―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類

- 二十六 N―(―アミノ―オキシ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―シクロヘキシルメチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十七 N―(―アミノ―オキシ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―ブチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十八 N―(―アミノ―オキシ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十九 N―(―アミノ―オキシ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十 N―(―アミノ―オキシ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十一 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―シクロヘキシルメチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十二 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十三 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十四 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―ヘキシル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十五 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―ベンジル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十六 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―ペンタ―四―エン―二―イル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十七 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―ペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十八 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―ベンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十九 N―(―アミノ―三―ジメチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―ペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四十 N―(―アミノ―三―メチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―五―クロロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四十一 N―(―アミノ―三―メチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四十二 N―(―アミノ―三―メチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四十三 N―(―アミノ―三―メチル)―(―オキシプロタン―二―イル)―(―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四十四 二―(四―アリアルオキシ―三―五―ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- 四十五 七―アリアル―N・N―ジエチル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ〔四・三―f g〕キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
- 四十六 二―(イソプロピルアミノ)―(二―三―メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類
- 四十七 一―(四―イソプロピルスルファニル)―二―五―ジメトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
- 四十八 N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類
- 四十九 N―イソプロピル―五―メトキシ―N―メチルトリプタミン及びその塩類
- 五十 一酸化二窒素
- 五十一 インダミン―二―アミン及びその塩類

五十二 一 (インダン一五一イル) 一ニ (ピロリジン一イル) ブタン一オン及びその塩類
 五十三 一 (インダン一五一イル) 一ニ (ピロリジン一イル) ヘキサ一オン及びその塩類
 五十四 (二H一インドール一三三イル) (二・二・三・三) テトラメチルシクロプロパン一イル) メタノン及びその塩類
 五十五 一 (一H一インドール一五一イル) プロパン一ニアミン及びその塩類
 五十六 二 (エチルアミノ) 一 (インダン一五一イル) ブタン一オン及びその塩類
 五十七 二 (エチルアミノ) 一 (インダン一五一イル) ペンタン一オン及びその塩類
 五十八 三 (一 (エチルアミノ) シクロヘキシル) フェノール及びその塩類
 五十九 二 (エチルアミノ) 一 (チオフェン一ニ一イル) シクロヘキサノン及びその塩類
 六十 二 (エチルアミノ) 一 (三ヒドロキシフェニル) シクロヘキサノン及びその塩類
 六十一 二 (エチルアミノ) 一 (ニフェニルシクロヘキサノン) 及びその塩類
 六十二 二 (エチルアミノ) 一 (ニフェニルシクロヘキサノン) 及びその塩類
 六十三 二 (エチルアミノ) 一 (ニフェニルシクロヘキサノン) 及びその塩類
 六十四 二 (エチルアミノ) 一 (ニフェニルシクロヘキサノン) 及びその塩類
 六十五 N一エチル一ニ (ニジフェニルエチルアミン) 及びその塩類
 六十六 エチル一三・三ジメチル一ニ (一ペンチル一H一インダゾール一三カルボキサミド) ブタノアールト及びその塩類
 六十七 二 (四一エチル一ニ・五ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
 六十八 二 (四一エチル一ニ・五ジメトキシフェニル) N一 (ニメトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類
 六十九 二 (四一エチル一ニ・五ジメトキシフェニル) メチルフェノール及びその塩類
 七十 一 (四一エチルスルファニル一ニ・五ジメトキシフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類
 七十一 N一エチル一四ヒドロキシ一Nプロピトリブタミン及びその塩類
 七十二 N一エチル一四ヒドロキシ一Nメチトリブタミン及びその塩類
 七十三 一 (四一エチルフェニル) N一 (ニメトキシベンジル) プロパン一ニアミン及びその塩類
 七十四 エチル一ニ (四一フルオロフェニル) 一ニ (ビペリジン一ニ一イル) アセテート及びその塩類
 七十五 N一エチル一 (二フルオロフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類
 七十六 N一エチル一 (三フルオロフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類
 七十七 N一エチル一 (四フルオロフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類
 七十八 三エチル一ニ (三フルオロフェニル) モルフォリン及びその塩類
 七十九 エチル一ニ (四フルオロフェニル) 一H一インダゾール一三カルボキサミド) 一ニメチルブタノアールト及びその塩類
 八十 エチル一ニ (五フルオロペンチル) 一H一インダゾール一三カルボキサミド) 一三・三ジメチルブタノアールト及びその塩類
 八十一 エチル一ニ (五フルオロペンチル) 一H一インダゾール一三カルボキサミド) 一ニメチルブタノアールト及びその塩類
 八十二 エチル一ニ (五フルオロペンチル) 一H一インダゾール一三カルボキサミド) 一三・三ジメチルブタノアールト及びその塩類
 八十三 エチル一ニ (五フルオロペンチル) 一H一インダゾール一三カルボキサミド) 一ニメチルブタノアールト及びその塩類
 八十四 三 (一ニ) エチル (プロピル) アミノ) エチル 一H一インドール一四一イルIIアセテート及びその塩類

八十五 N一エチル一Nメチトリブタミン及びその塩類
 八十六 N一エチル一Nニ (五ニメトキシ一H一インドール一三三イル) エチル) プロパン一ニアミン及びその塩類
 八十七 N一エチル一 (三ニメトキシフェニル) シクロヘキサ一ニアミン及びその塩類
 八十八 N一エチル一 (四ニメトキシフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類
 八十九 二 (四一エトキシ一三・五ニメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
 九十 一 (四一エトキシ一三・五ニメトキシフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類
 九十一 二 (四一エトキシベンジル) 一五ニトロ一 (二 (ビペリジン一ニ一イル) エチル) ベンゾイミダゾール及びその塩類
 九十二 二 (一オキソ一フェニルプロパン一ニ一イル) イソインドリン一三・三ジオン及びその塩類
 九十三 キノリン一八一イルII一 (シクロヘキシルメチル) 一H一インドール一三カルボキシラート及びその塩類
 九十四 キノリン一八一イルII三 (四一四ニフルオロペリジン一ニ一イル) スルホニル) 一四ニメチルベンゾアールト及びその塩類
 九十五 キノリン一八一イルII一 (四一フルオロペンシル) 一H一インダゾール一三カルボキシラート及びその塩類
 九十六 キノリン一八一イルII一 (四一フルオロペンシル) 一H一インドール一三カルボキシラート及びその塩類
 九十七 キノリン一八一イルII一 (五フルオロペンチル) 一H一インダゾール一三カルボキシラート及びその塩類
 九十八 キノリン一八一イルII一 (ペンチル一H一インダゾール一三カルボキシラート及びその塩類
 九十九 キノリン一八一イルII一 (ペンチル (二H一インドール) 一三カルボキシラート及びその塩類
 百 五ニクロ一三エチル一Nニ (四 (ビペリジン一ニ一イル) フェネチル) 一H一インドール一ニカルボキサミド及びその塩類
 百一 二 (四一クロロ一ニ・五ニメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
 百二 二 (四一クロロ一ニ・五ニメトキシフェニル) N一 (三・四・五トリメトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類
 百三 二 (四一クロロ一ニ・五ニメトキシフェニル) N一 (ニフルオロペンシル) エタンアミン及びその塩類
 百四 二 (四一クロロ一ニ・五ニメトキシフェニル) メチル) フェノール及びその塩類
 百五 一 (四一クロロフェニル) プロパン一ニアミン及びその塩類
 百六 二 (二ニクロロフェニル) 一 (ニペンチル一H一インドール一三三イル) エタン及びその塩類
 百七 N一 (四一クロロフェニル) 一ニメチル一N一 (ニフェネチルビペリジン一四一イル) プロパンアミド及びその塩類
 百八 一 (四一クロロフェニル) N一メチルプロパン一ニアミン及びその塩類
 百九 二 (三ニクロロフェニル) 一ニメチルモルフォリン及びその塩類
 百十 サルビノリンA
 百十一 一 (四一シアノブチル) N一 (ニフェニルプロパン一ニ一イル) 一H一ピロロ [二・三・b] ピリジン一三カルボキサミド及びその塩類
 百十二 N一ニジエチルプロピトリブタミン及びその塩類
 百十三 三ニジエチルアミノ一ニ (ニジメチルプロピルII四一アミノベンゾアールト及びその塩類

百十四 N・N―ジエチル―七―エチル―四・六・六 a・七・八―九―ヘキサヒドロインドロ
 「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
 百十五 N・N―ジエチル―四―ヒドロキシトリプタミン及びその塩類
 百十六 N・N―ジエチル―七―メチル―四―(チオフェニル)―ニ―カルボニル)―四・六・六
 a・七・八―九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及び
 その塩類
 百十七 N・N―ジエチル―七―メチル―四―プロピオニル―四・六・六 a・七・八―九―ヘキ
 サヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
 百十八 N・N―ジエチル―七―メチル―四―ペンタノイル―四・六・六 a・七・八―九―ヘキ
 サヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
 百十九 N・N―ジエチル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類
 百二十 N―(シクロブチルメチル)―N―(ニ―フェニルプロパン)―ニ―イル)―H―イン
 ダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
 百二十一 N―(シクロブチルメチル)―N―(ニ―フェニルプロパン)―ニ―イル)―H―イン
 ドール―三―カルボキサミド及びその塩類
 百二十二 四―(シクロプロピルカルボニル)―N・N―ジエチル―七―メチル―四・六・六
 a・七・八―九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及び
 その塩類
 百二十三 二―(シクロヘキシルアミノ)―一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―ブタン
 一―オン及びその塩類
 百二十四 二―シクロヘキシル―一―フェニル―ニ―(ピロリジン)―一―イル) エタン―一―オン
 及びその塩類
 百二十五 二―「二―(シクロヘキシルメチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド」
 一―三―メチルブタン酸及びその塩類
 百二十六 「二―(シクロヘキシルメチル)―一―H―インドール―三―イル」(ナフタレン)―一―
 イル)メタン及びその塩類
 百二十七 「二―(シクロヘキシルメチル)―一―H―インドール―三―イル」(四―メトキシナフ
 タレン)―一―イル)メタン及びその塩類
 百二十八 五―(シクロヘキシルメチル)―一―ニ―(ニ―フェニルプロパン)―ニ―イル)―一―二・五
 一―ジヒドロ―H―ピリド「四・三―b」インドール―一―オン及びその塩類
 百二十九 一―(二・三―ジクロロフェニル)ピペラジン及びその塩類
 百三十 二―(三・四―ジクロロフェニル)―ニ―(ピペリジン)―ニ―イル) 酢酸メチルエステ
 ル及びその塩類
 百三十一 四―(三・四―ジクロロフェニル)―七―メトキシ―ニ―メチル―一・二・三・四―
 テトラヒドロイソキノリン及びその塩類
 百三十二 一―(二・三―ジヒドロペンゾフラン)―五―イル)―一―ニ―(ピロリジン)―一―イル)
 ペンタン―一―オン及びその塩類
 百三十三 一―(二・三―ジヒドロペンゾフラン)―五―イル) プロパン―ニ―アミン及びその
 塩類
 百三十四 一―(二・三―ジヒドロペンゾフラン)―六―イル) プロパン―ニ―アミン及びその
 塩類
 百三十五 一―(二・三―ジヒドロペンゾフラン)―五―イル)―N―メチルプロパン―ニ―アミ
 ン及びその塩類
 百三十六 一・二―ジフェニル―ニ―(ピロリジン)―一―イル) エタン―一―オン及びその塩類
 百三十七 ジフェニル(ピロリジン)―ニ―イル)メタン―一―オン及びその塩類
 百三十八 二―(ジフェニルメチル)ピペリジン及びその塩類
 百三十九 二―(ジフェニルメチル)ピロリジン及びその塩類

百四十 一―「二―ニ―ジフルオロペンゾ「d」」二・三」ジオキソール―五―イル)メチル」
 ピペラジン及びその塩類
 百四十一 N・N―ジプロピルトリプタミン及びその塩類
 百四十二 (二・四―ジメチルアゼチン)―一―イル)―(七―メチル―四・六・六 a・七・八・
 九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン)―九―イル)メタン及びその塩類
 百四十三 二―「ジメチルアミノ」メチル)―一―(三―ヒドロキシフェニル)シクロヘキサ
 ノール及びその塩類
 百四十四 一―(三・四―ジメチルフェニル)―ニ―(エチルアミノ)―ブタン―一―オン及び
 その塩類
 百四十五 一―(三・四―ジメチルフェニル)―ニ―(エチルアミノ)―ペンタン―一―オン及び
 その塩類
 百四十六 一―(三・四―ジメチルフェニル)―ニ―(ピロリジン)―一―イル)ペンタン―一―
 オン及びその塩類
 百四十七 二―「二・五―ジメトキシ―四―(トリフルオロメチル)フェニル」エタンアミン及
 びその塩類
 百四十八 二―(二・五―ジメトキシ―四―ニトロフェニル)エタンアミン及びその塩類
 百四十九 一―(二・五―ジメトキシ―四―ニトロフェニル)プロパン―ニ―アミン及びその
 塩類
 百五十 二―(二・五―ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
 百五十一 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―ニ―(エチルアミノ)ペンタン―一―オン及
 びその塩類
 百五十二 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―ニ―(ピロリジン)―一―イル)ヘキサン―一―
 オン及びその塩類
 百五十三 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―ニ―(ピロリジン)―一―イル)ペンタン―一―
 オン及びその塩類
 百五十四 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―ニ―(メチルアミノ)プロパン―一―オン及
 びその塩類
 百五十五 二―(二・五―ジメトキシフェニル)―N―(ニ―メトキシベンジル)エタンアミン
 及びその塩類
 百五十六 二―(二・五―ジメトキシ―四―プロピルフェニル)エタンアミン及びその塩類
 百五十七 一―(三・五―ジメトキシ―四―プロピルフェニル)プロパン―ニ―アミン及びそ
 の塩類
 百五十八 二―(二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類
 百五十九 二―(二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル)―ニ―メトキシエタンアミン及び
 その塩類
 百六十 一―「(テトラヒドロピラン)―四―イル)メチル」―一―H―インドール―三―イル)―
 (二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン)―一―イル)メタン及びその塩類
 百六十一 (二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン)―一―イル)「二―(四・四・四―ト
 リフルオロブチル)―一―H―インドール―三―イル)メタン及びその塩類
 百六十二 二―(二・四・五―トリクロロ)―三・六―ジメトキシフェニル)エタンアミン及びそ
 の塩類
 百六十三 一―(二・四・六―トリメトキシフェニル)プロパン―ニ―アミン及びその塩類
 百六十四 二―(ナフタレン)―ニ―イル)―ニ―(ピペリジン)―ニ―イル) 酢酸エチルエステル
 及びその塩類
 百六十五 二―(ナフタレン)―ニ―イル)―ニ―(ピペリジン)―ニ―イル) 酢酸メチルエステル
 及びその塩類

- 二百二十一 「二」(四)フルオロベンジル) — H—インドール—三—イル」(ナフタレン—
 イル)メタノン及びその塩類
 二百二十二 「一」(四)フルオロベンジル) — N—(ナフタレン—一—イル) — H—インド—
 ル—三—カルボキサミド及びその塩類
 二百二十三 N—(二)フルオロベンジル) — 二—(四)ヨード—二・五—ジメトキシフェニ
 ル)エタンアミン及びその塩類
 二百二十四 「二」(五)フルオロペンチル) — H—インドゾール—三—イル」(ナフタレン—
 一—イル)メタノン及びその塩類
 二百二十五 「二」(五)フルオロペンチル) — H—インドール—三—イル」(ピリジン—三—
 イル)メタノン及びその塩類
 二百二十六 「二」(五)フルオロペンチル) — H—インドール—三—イル」(二)ヨードフェ
 ニル)メタノン及びその塩類
 二百二十七 「一」(五)フルオロペンチル) — N—(ナフタレン—一—イル) — H—インドゾ
 ル—三—カルボキサミド及びその塩類
 二百二十八 「一」(五)フルオロペンチル) — N—フェニル—H—インドール—三—カルボキ
 サミド及びその塩類
 二百二十九 「一」(五)フルオロペンチル) — N—(二)フェニルプロパン—二—イル) — H—
 インドゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
 二百三十 「一」(五)フルオロペンチル) — N—(二)フェニルプロパン—二—イル) — H—
 インドール—三—カルボキサミド及びその塩類
 二百三十一 「五」(五)フルオロペンチル) — 二—(二)フェニルプロパン—二—イル) — 二・
 五—ジヒドロ—H—ピリド「四・三—b」インドール—一—オン及びその塩類
 二百三十二 「一」(五)フルオロペンチル) — N—(二)フェニルプロパン—二—イル) — H—
 ピロ「二・三—b」ピリジン—三—カルボキサミド及びその塩類
 二百三十三 「二」(五)フルオロペンチル) — H—ベンゾ「d」イミダゾール—二—イル」
 (ナフタレン—一—イル)メタノン及びその塩類
 二百三十四 「一」(四)フルオロ—三—メチルフェニル) — 二—(ピロリジン—一—イル)ベン
 タン—一—オン及びその塩類
 二百三十五 「二」(四)プロモ—二・五—ジメトキシフェニル) — N—(二)フルオロベンジ
 ル)エタンアミン及びその塩類
 二百三十六 「二」(四)プロモ—二・五—ジメトキシフェニル)メチル」フェノール
 及びその塩類
 二百三十七 「二」(八)プロモ—二・三・六・七—テトラヒドロベンゾ「二・二—b・四・五—
 b」ジフラン—四—イル)エタンアミン及びその塩類
 二百三十八 「一」(八)プロモベンゾ「二・二—b・四・五—b」ジフラン—四—イル)プロ
 パン—二—アミン及びその塩類
 二百三十九 「二」ベンジルアミノ—一—(三・四—メチレンジオキシフェニル)プロパン—一—
 オン及びその塩類
 二百四十 「四」ベンジルペリジン及びその塩類
 二百四十一 N—ベンジル—一—(五)フルオロペンチル) — H—インドール—三—カルボキ
 サミド及びその塩類
 二百四十二 N—ベンジル—一—ペンチル—H—インドール—三—カルボキサミド及びその
 塩類
 二百四十三 「一」ベンジル—四—メチルペラジン及びその塩類
 二百四十四 「一」(二)「ベンゾ「b」チオフエン—二—イル)シクロヘキシル」ペリジン及
 びその塩類
 二百四十五 「一」(ベンゾフラン—二—イル) — N—エチルプロパン—二—アミン及びその塩類
- 二百四十六 「一」(ベンゾフラン—四—イル) — N—エチルプロパン—二—アミン及びその塩類
 二百四十七 「一」(ベンゾフラン—五—イル) — N—エチルプロパン—二—アミン及びその塩類
 二百四十八 「一」(ベンゾフラン—六—イル) — N—エチルプロパン—二—アミン及びその塩類
 二百四十九 「一」(ベンゾフラン—二—イル)プロパン—二—アミン及びその塩類
 二百五十 「一」(ベンゾフラン—五—イル)プロパン—二—アミン及びその塩類
 二百五十一 「一」(ベンゾフラン—六—イル)プロパン—二—アミン及びその塩類
 二百五十二 「一」(ベンゾフラン—二—イル) — N—メチルプロパン—二—アミン及びその塩類
 二百五十三 「一」(ベンゾフラン—五—イル) — N—メチルプロパン—二—アミン及びその塩類
 二百五十四 「一」ペンチル—N—(キノリン—八—イル) — H—インドゾール—三—カルボキ
 サミド及びその塩類
 二百五十五 「一」ベンチル—N—(二)フェニルプロパン—二—イル) — H—インドゾール—
 三—カルボキサミド及びその塩類
 二百五十六 「一」ペンチル—N—(二)フェニルプロパン—二—イル) — H—インドール—三—
 カルボキサミド及びその塩類
 二百五十七 「二」(二)メチルアゼパン—三—イル) — H—インドール—三—イル」(ナフタ
 レン—一—イル)メタノン及びその塩類
 二百五十八 「二」(メチルアミノ) — 一—(三・四—ジメチルフェニル)プロパン—一—オン及
 びその塩類
 二百五十九 「二」(メチルアミノ) — 一—(チオフエン—二—イル)プロパン—一—オン及びそ
 の塩類
 二百六十 「二」(メチルアミノ) — 二—フェニルシクロヘキサノン及びその塩類
 二百六十一 「二」(メチルアミノ)メチル」 — 三・四—ジヒドロナフタレン—一—(二H) — オ
 ン及びその塩類
 二百六十二 N—メチル—二—アミン及びその塩類
 二百六十三 「E」 — メチル—二—「(二S・三S・七aS・十二bS) — 三—エチル—七a—ヒ
 ドロキシ—八—メトキシ—二・三・四・六・七・七a・十二b—オクタヒドロインドロ
 「二・三—a」キノリジン—二—イル) — 三—メトキシアラト及びその塩類
 二百六十四 「E」 — メチル—二—「(二S・三S・十二bS) — 三—エチル—八—メトキシ—
 一・二・三・四・六・七・十二b—オクタヒドロインドロ「二・三—a」キノリジン—
 二—イル) — 三—メトキシアラト及びその塩類
 二百六十五 メチル—二—「(シクロヘキシルメチル) — H—インドゾール—三—カルボ
 キキサミド」 — 三・三—ジメチルブタノアト及びその塩類
 二百六十六 メチル—二—「(シクロヘキシルメチル) — H—インドゾール—三—カルボ
 キキサミド」 — 三—メチルブタノアト及びその塩類
 二百六十七 メチル—二—「(シクロヘキシルメチル) — H—インドール—三—カルボキ
 サミド」 — 三—メチルブタノアト及びその塩類
 二百六十八 メチル—三—(三・四—ジクロロフェニル) — 八—メチル—八—アザビシクロ「三・
 二・一」オクタン—二—カルボキシアラト及びその塩類
 二百六十九 N—メチル—一—(ナフタレン—二—イル)プロパン—二—アミン及びその塩類
 二百七十 「四」メチルペラジン—一—イル) — (二)ペンチル—H—インドール—三—イル)
 メタノン及びその塩類
 二百七十一 「二」(二)メチルペラジン—二—イル)メチル」 — H—インドール—三—イ
 ル」(ナフタレン—一—イル)メタノン及びその塩類
 二百七十二 「一」(三)メチルフェニル)シクロヘキシル」ピロリジン及びその塩類
 二百七十三 「二」(四)メチルフェニル) — 二—(ピペリジン—二—イル)酢酸メチルエステル
 及びその塩類
 二百七十四 「一」(四)メチルフェニル)プロパン—二—アミン及びその塩類

- 二百七十五 メチル(一)フェニルプロパン(二)イル)カルバミン酸(一)ジメチルエチル及びその塩類
- 二百七十六 (一)オン及びその塩類
- 二百七十七 (一)「(三)メチルフェニル)メチル」ピペラジン及びその塩類
- 二百七十八 (一)「(三)メチルフェニル)N-メチルプロパン(二)アミン及びその塩類
- 二百七十九 メチル(二)「(四)フルオロペンチル」H-インドール(三)カルボキサミド」(三)ジメチルプロパン(一)アールト及びその塩類
- 二百八十 メチル(二)「(四)フルオロペンチル」H-インドール(三)カルボキサミド」(三)ジメチルプロパン(一)アールト及びその塩類
- 二百八十一 メチル(二)「(四)フルオロペンチル」H-インドール(三)カルボキサミド」(三)ジメチルプロパン(一)アールト及びその塩類
- 二百八十二 メチル(二)「(四)フルオロペンチル」H-インドール(三)カルボキサミド」(三)メチルプロパン(一)アールト及びその塩類
- 二百八十三 メチル(二)「(五)フルオロペンチル」H-インドール(三)カルボキサミド」(三)フェニルプロパン(一)アールト及びその塩類
- 二百八十四 メチル(二)「(五)フルオロペンチル」H-インドール(三)カルボキサミド」(三)メチルプロパン(一)アールト及びその塩類
- 二百八十五 メチル(二)「(五)フルオロペンチル」H-ピロロ「(二)・(三)・(三)・(三)」ピリジン(三)カルボキサミド」(三)ジメチルプロパン(一)アールト及びその塩類
- 二百八十六 N-メチル(一)「(プロパン(二)イル)」(七)メチル(四)・(六)・(七)・(八)・(九)ヘキサヒドロインドロ「(四)・(三)・(f)・g」キノリン(九)カルボキサミド及びその塩類
- 二百八十七 N-メチル(一)「(五)メチルチオフェン(二)イル)」プロパン(二)アミン及びその塩類
- 二百八十八 (三)メチル(二)「(四)メチルフェニル)モルフォリン及びその塩類
- 二百八十九 メチル(三)メチル(二)「(ペンタ(四)エン(一)イル)」H-インドール(三)カルボキサミド」プロパン(一)アールト及びその塩類
- 二百九十 メチル(三)メチル(二)「(ペンチル)H-インドール(三)カルボキサミド」プロパン(一)アールト及びその塩類
- 二百九十一 N-メチル(四)「(三)・(四)メチレンジオキシフェニル)」ブタン(二)アミン及びその塩類
- 二百九十二 (五)・(六)メチレンジオキシインダン(二)アミン及びその塩類
- 二百九十三 (一)「(三)・(四)メチレンジオキシフェニル)」ブタン(二)アミン及びその塩類
- 二百九十四 (一)「(三)・(四)メチレンジオキシフェニル)」プロパン(二)イル(メチル)カルバミン酸(一)ジメチルエチル及びその塩類
- 二百九十五 (一)「(三)・(四)メチレンジオキシフェニル)」(二)「(プロピルアミノ)」ブタン(一)オン及びその塩類
- 二百九十六 (一)「(三)・(四)メチレンジオキシベンジル)」ピペラジン及びその塩類
- 二百九十七 (一)「(五)メトキシ」H-インドール(三)イル)プロパン(二)アミン及びその塩類
- 二百九十八 (Z)N「(三)「(二)メトキシエチル)」(四)・(五)ジメチルチアゾール(二)「(三)H)「イリデン」(二)・(二)・(三)・(三)テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類
- 二百九十九 (五)メトキシN・N-ジプロピルトリブタミン及びその塩類
- 三百 (一)メトキシ(三)・(三)ジメチル(一)オキソブタン(二)イル(一)「(シクロヘキシルメチル)」H-インドール(三)カルボキサミド及びその塩類
- 三百一 (五)メトキシN・N-ジメチルトリブタミン及びその塩類

- 三百二 (一)「(四)メトキシフェニル)シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類
- 三百三 (一)「(三)メトキシフェニル)シクロヘキシル」モルフォリン及びその塩類
- 三百四 (一)「(四)メトキシフェニル)ピペラジン及びその塩類
- 三百五 (一)「(二)メトキシフェニル)」(二)フェニルエチル)ピペリジン及びその塩類
- 三百六 N「(四)メトキシフェニル)」N「(一)フェネチルピペリジン(四)イル)」ブタンアミド及びその塩類
- 三百七 (二)「(三)メトキシフェニル)」(二)「(プロピルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類
- 三百八 (二)「(二)メトキシフェニル)」(一)「(二)ペンチル(一)H-インドール(三)イル)エタノン及びその塩類
- 三百九 (二)「(二)メトキシフェニル)」(一)ペンチル(一)H-インドール(三)イル)メタノン及びその塩類
- 三百十 (四)メトキシフェニル)「(一)ペンチル(一)H-インドール(三)イル)メタノン及びその塩類
- 三百十一 (二)「(三)メトキシフェニル)」(二)「(メチルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類
- 三百十二 (二)「(二)メトキシフェニル)」(一)「(二)メチルピペリジン(二)イル)メチル」H-インドール(三)イル)エタノン及びその塩類
- 三百十三 (三)「(二)メトキシベンジルアミノ)エチル)キナゾリン(二)・(四)「(H)・(三)H)「ジオン及びその塩類
- 三百十四 N「(二)メトキシベンジル)」(二)「(二)・(五)ジメトキシ(四)メチルフェニル)エタニン及びその塩類
- 三百十五 N「(二)メトキシベンジル)」N-メチル(一)「(四)メチルフェニル)プロパン(二)アミン及びその塩類
- 三百十六 (三)メトキシ(二)「(メチルアミノ)」(一)「(四)メチルフェニル)プロパン(一)オン及びその塩類
- 三百十七 (五)メトキシ(二)メチルN・N-ジメチルトリブタミン及びその塩類
- 三百十八 (一)「(二)メトキシ(四)・(五)メチレンジオキシフェニル)」プロパン(二)アミン及びその塩類
- 三百十九 (一)「(二)メトキシ(四)・(五)メチレンジオキシフェニル)」(二)「(メチルアミノ)プロパン(一)オン及びその塩類
- 三百二十 (二)「(二)モルフォリノエチル)」H-インドール(三)イル)「(ナフタレン(一)イル)メタノン及びその塩類
- 三百二十一 (五)ヨードインダン(二)アミン及びその塩類
- 三百二十二 (一)「(四)ヨード(二)・(五)ジメトキシフェニル)」プロパン(二)アミン及びその塩類
- 三百二十三 (二)「(四)ヨード(二)・(五)ジメトキシフェニル)」N「(三)・(四)メチレンジオキシベンジル)エタニン及びその塩類
- 三百二十四 (二)「(四)ヨード(二)・(五)ジメトキシフェネチルアミノ)メチル)フェノール及びその塩類
- 三百二十五 (二)「(一)ヨード(五)ニトロフェニル)」(一)「(一)メチルピペリジン(二)イル)メチル」H-インドール(三)イル)メタノン及びその塩類
- 三百二十六 (二)「(一)ヨードフェニル)」(一)ペンチル(一)H-インドール(三)イル)メタノン及びその塩類
- 三百二十七 (二)「(一)ヨードフェニル)」(一)「(一)メチルアゼパン(三)イル)」H-インドール(三)イル)メタノン及びその塩類

三百二十八 (二一)ヨードフェニル) (二一) (二一)メチルピペリジニン(二一)イル) メチル) (一) H-インドール(三)一イル) メタノン及びその塩類
 三百二十九 (二一)H-インドール(三)一イル) (ナフタレン(一)一イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。
 イ 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号) に規定する覚醒剤
 ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) に規定する麻薬及び向精神薬
 ハ (四一)エトキシナフタレン(一)一イル) (二一)オクチル(一)H-インドール(三)一イル) メタノン及びその塩類
 ニ (二一)オクチル(一) H-インドール(三)一イル) (四一)ペンチルナフタレン(一)一イル) メタノン及びその塩類
 ホ (四一)ヘキシルナフタレン(一)一イル) (二一)オクチル(一)H-インドール(三)一イル) メタノン及びその塩類
 ヘ (二一)ヘプチル(一) H-インドール(三)一イル) (四一)ヘキシルナフタレン(一)一イル) メタノン及びその塩類
 ト (四一)メトキシナフタレン(一)一イル) (二一)オクチル(一)H-インドール(三)一イル) メタノン及びその塩類

第一欄 一 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から八までのいずれかのものに限る。)
 二 直鎖状アルケニル基 (炭素数が五のものに限る。)
 三 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から五までのいずれかのものに限る。)
 四 アルコキシ基 (炭素数が一又は二のものに限る。)
 五 フッ素原子
 六 ヲウ素原子
 七 臭素原子
 八 ヲウ素原子

第二欄 一 直鎖状アルキル基 (炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。)
 二 アルコキシ基 (炭素数が一又は二のものに限る。)
 三 フッ素原子
 四 塩素原子
 五 臭素原子
 六 ヲウ素原子

三百三十 (二一)メチル(一)H-インドール(三)一イル) (ナフタレン(一)一イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。
 イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤
 ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬
 ハ (二一)メチル(一)ヘプチル(一)H-インドール(三)一イル) (四一)ペンチルナフタレン(一)一イル) メタノン及びその塩類

第一欄 一 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から七まで (当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、三又は四) のいずれかのものに限る。)
 二 炭素数が八の直鎖状アルキル基 (当該ナフタレン環の四位に炭素数が二又は三の直鎖状アルキル基が結合する場合に限る。)

三 炭素数が五の直鎖状アルケニル基 (当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る。)
 四 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から五まで (当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、三又は四) のいずれかのものに限る。)
 の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基

三百三十一 (二一)アミノ(一)フェニルプロパン(一)一オン (以下この号及び第二号第六号において「基本骨格」という。)
 の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く (第二号第六号において「カチノン系化合物群」という。)
 イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤
 ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

第一欄 一 メチルアミノ基
 二 エチルアミノ基
 三 ジメチルアミノ基
 四 ジエチルアミノ基
 五 メチルエチルアミノ基
 六 一ピロリジニル基

第二欄 一 メチル基
 二 エチル基
 三 直鎖状プロピル基
 四 直鎖状ブチル基
 五 直鎖状ペンチル基
 六 直鎖状ヘキシル基
 七 直鎖状ヘプチル基

三百三十二 六 a・七・八・十 a-テトラヒドロ六・六・九-トリメチル六H-ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基 (炭素数が三から八までのものに限る。)
 が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。
 三百三十三 六 a・七・十 a-テトラヒドロ六・六・九-トリメチル六H-ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基 (炭素数が三から八までのものに限る。)
 が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。
 三百三十四 六 a・七・八・九・十 a-ヘキサヒドロ六・六・九-トリメチル六H-ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基 (炭素数が三から八までのものに限る。)
 が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、サルビア デイビノラム (直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。)
 及びミトラガイナ スペシオーサ (ミトラガイナ属に属する他の種との交雑種を含み、直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。)
 以外の植物を除く。

(医療等の用途)

第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。

- 一 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途
- イ 国の機関
- ロ 地方公共団体及びその機関
- ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関
- ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 三 法第六十九条第四項及び第六項に規定する試験の用途
- 四 法第七十六条の六第一項に規定する検査の用途
- 五 法第七十六条の八第一項に規定する試験の用途
- 六 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

亜硝酸イソブチル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	一 疾病の治療の用途(法第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。) 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	一 疾病の治療の用途(法第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。) 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。) 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸シクロヘキシル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。) 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸ブチル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。) 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二アミノノール(四―プロモ―二・五―ジメトキシフェニル)エタノン、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。) 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一酸化二窒素及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。) 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

三 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

インダンノール二アミン、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	四 工業用の洗浄剤の用途 五 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物の用途 六 電気絶縁の用途 七 噴射剤の用途 八 冷媒の用途
二(エチルアミノ)―二(チオフェニル)―シクロヘキサノン、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
N―エチルノール(四―メトキシフェニル)プロパンノール二アミン、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
二(ノールオキシノール)フェニルプロパンノール(ノール)イソインドリンノール・三―ジオン、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
一(四―クロロフェニル)プロパンノール二アミン、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 二 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
三―ジエチルアミノノール二―ジメチルプロピル四―アミノペンゾアート、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一(二・三―ジクロロフェニル)ペペラジン、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ジフェニル(ピロリジンノール)メタノール、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二(ジフェニルメチル)ペペラジン、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二(ジフェニルメチル)ピロリジン、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一(二・二―ジフルオロペンゾ[d]―一・三)ジオキソノール五―イール)メチル)ペペラジン、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二(ジメチルアミノ)メチル)―一(三―ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール、その塩類及びこれら含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

二一（二・五）ジメトキシフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（二・五）ジメトキシ四プロピルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（二・五）ジメトキシ四メチルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ナフタレンー一イール（二一ペンチルー一Hーピロールー三イール）メタノン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）
一（四）フルオロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（二）フルオロフェニル）プロパンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（三）フルオロフェニル）プロパンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
四一ベンジルピペリジン、その塩類及びこれらを含む物	一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 二 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）
一（ベンゾフランー二イール）プロパンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（メチルアミノ）メチルー一三・四ージヒドロナフタレンー一（二H）ーオン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
Nーメチルインダンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（三）メチルフェニル）メチル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
メチルー一フェネチルー四（Nーフェニルプロバナミド）ピペリジンー四カルボキシラート、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）
一（三・四）メチレンジオキシベンジル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（四）メトキシフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（一）（二）メトキシフェニル）ー二一フェニルエチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

五ー一メトキシー二メチルーN・Nージメチルトリプタミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
五ー一ヨードインダンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（四）ヨードー二・五ージメトキシフェニル）プロパンー二アミン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）
（二）ヨードー五ーニトロフェニル）（二）メチルピペリジンー二イール）メチルー一Hーインドルー三イール）メタノン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）
カチノン系化合物群（基本骨格の二位にジメチルアミノ基又はーピロリジニル基が結合している物を除く。）及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
七 前各号に掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認め用途	
附則	
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。	
附則（平成一九年二月二日厚生労働省令第一四六号）	
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。	
附則（平成二〇年一月一八日厚生労働省令第四号）	
この省令は、公布の日から施行する。	
この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附則（平成二〇年二月七日厚生労働省令第一七二号）	
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。	
附則（平成二二年一月二日厚生労働省令第一四九号）	
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。	
附則（平成二二年八月二五日厚生労働省令第九六号）	
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。	
附則（平成二三年四月一四日厚生労働省令第五〇号）	
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。	
附則（平成二三年九月二〇日厚生労働省令第一一五号）	
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。	
附則（平成二三年二月二日厚生労働省令第一五〇号）抄	
（施行期日）	
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。	
附則（平成二四年六月一日厚生労働省令第九〇号）	
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。	
附則（平成二四年八月三日厚生労働省令第一二二号）	
この省令は、公布の日から施行する。	
この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附則（平成二四年一〇月一七日厚生労働省令第一四六号）	
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。	

- 附則（平成二十四年二月一七日厚生労働省令第一五九号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十五年二月一九日厚生労働省令第一八号）
この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。
- この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 2 附則（平成二十五年二月二〇日厚生労働省令第一九号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十五年四月三〇日厚生労働省令第六四号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十五年六月二八日厚生労働省令第八六号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十五年一〇月二二日厚生労働省令第一二〇号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十五年一二月三三日厚生労働省令第一二八号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十五年一二月二〇日厚生労働省令第一三一号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百五十五号）の施行の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附則（平成二十六年三月六日厚生労働省令第一八号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十六年六月一日厚生労働省令第六八号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十六年七月二日厚生労働省令第七五号）
この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百四十八号）の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附則（平成二十六年七月二五日厚生労働省令第七九号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十六年八月一五日厚生労働省令第一〇〇号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十六年九月一九日厚生労働省令第一〇六号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十六年一〇月二九日厚生労働省令第一一七号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十六年一一月一八日厚生労働省令第一二五号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十六年一二月二六日厚生労働省令第一四七号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十七年一月三〇日厚生労働省令第一三三号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

- 附則（平成二十七年二月一八日厚生労働省令第二二号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十七年三月二五日厚生労働省令第四一号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十七年五月一日厚生労働省令第九八号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十七年五月二二日厚生労働省令第一〇四号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十七年六月二四日厚生労働省令第一一七号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十七年七月二九日厚生労働省令第一二七号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十七年八月一九日厚生労働省令第一三二号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十七年九月一六日厚生労働省令第一四〇号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十七年一〇月二二日厚生労働省令第一五九号）
この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百五十四号）の施行の日（平成二十七年十一月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附則（平成二十七年一一月二五日厚生労働省令第一六四号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十七年一一月二五日厚生労働省令第一七〇号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十八年一月二二日厚生労働省令第七七号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十八年二月一〇日厚生労働省令第一八号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十八年二月一八日厚生労働省令第二二号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十八年三月九日厚生労働省令第二八号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十八年四月八日厚生労働省令第九二号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十八年五月二七日厚生労働省令第一〇三三号）
この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百三十二号）の施行の日（平成二十八年六月二十六日）から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附則（平成二十八年六月二二日厚生労働省令第一一六号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十八年八月二四日厚生労働省令第一四三三号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十八年一一月一日厚生労働省令第一六五号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附則（平成二十八年一一月二二日厚生労働省令第一七九号）
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十九年二月二十四日厚生労働省令第一二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十九年六月二二日厚生労働省令第六五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十九年七月二六日厚生労働省令第七七号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第二百四号)の施行の日(平成二十九年八月二十五日)から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十九年八月二九日厚生労働省令第九一七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十九年一〇月三二日厚生労働省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十九年二月一九日厚生労働省令第一三三二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三〇年二月二八日厚生労働省令第一八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三〇年六月二〇日厚生労働省令第七六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三〇年七月一日厚生労働省令第八七号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成三十年政令第八十七号)の施行の日(平成三十年七月二十日)から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成三〇年八月二二日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三〇年十一月一四日厚生労働省令第一三二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三〇年十二月一九日厚生労働省令第一四六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (平成三二年二月一九日厚生労働省令第一六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日厚生労働省令第一二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第一九号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第四十七号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和元年八月二九日厚生労働省令第三五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和元年十一月一四日厚生労働省令第六九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和元年十二月一七日厚生労働省令第八一八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和二年二月一三日厚生労働省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日から施行する。

附則 (令和二年二月二八日厚生労働省令第一九号) 抄

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和二年七月八日厚生労働省令第一三八号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百二十号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和二年八月二六日厚生労働省令第一五三三号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和二年八月三二日厚生労働省令第一五五号) 抄

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附則 (令和二年一月一九日厚生労働省令第一八五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和三年一月二二日厚生労働省令第七七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和三年一月二九日厚生労働省令第一五五号) 抄

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に規定する規定の施行の日(令和三年八月一日)から施行する。

附則 (令和三年三月一五日厚生労働省令第四七号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和三年六月一七日厚生労働省令第一〇五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和三年八月二五日厚生労働省令第一四二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和三年九月八日厚生労働省令第一五二二号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百五十号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和四年一月一九日厚生労働省令第九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和四年三月七日厚生労働省令第三四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和四年六月二八日厚生労働省令第九八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和四年七月二七日厚生労働省令第一〇六号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百五十五号）の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年八月三〇日厚生労働省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和四年二月一六日厚生労働省令第一六八号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和五年三月一〇日厚生労働省令第二一号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和五年六月二一日厚生労働省令第八六号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和五年七月二五日厚生労働省令第九八号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和五年八月三一日厚生労働省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和五年九月一九日厚生労働省令第一一三号）

この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十七号）の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年一〇月二六日厚生労働省令第一三四号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和五年一二月二二日厚生労働省令第一四三三号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和五年一二月二七日厚生労働省令第一六六号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和六年一月一九日厚生労働省令第一一号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和六年三月六日厚生労働省令第三六号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和六年五月一日厚生労働省令第八一号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。